

○遊技機取扱主任者に関する規程の実施要領^(平成16年5月20日)_(日遊協内規)

最終改正 平成31年1月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年日遊協規程第1号。以下「規程」という。）第3条第3項及び第4項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第9条第3項、第10条第4項、第13条第2項、第14条第3項、第15条第4項、第16条第4項、第18条第2項及び第21条の規定に基づき、遊技機取扱主任者の講習及び試験等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習科目等)

第2条 新規講習の科目、時間及び担当は、次表のとおりとする。

科 目	時 間	担 当
オリエンテーション	9:50～10:00 (10分)	日遊協
遊技機取扱主任者の在り方等	10:00～10:40 (40分)	全商協 回胴遊商
休 憩	10:40～10:50 (10分)	
制度及び関係法令	10:50～12:10 (80分)	日遊協
昼 食	12:10～13:00 (50分)	
遊技機の取扱いⅠ	13:00～14:20 (80分)	日工組
休 憩	14:20～14:30 (10分)	
遊技機の取扱いⅡ	14:30～15:50 (80分)	日電協
休 憩	15:50～16:00 (10分)	

- 2 新規講習は、「遊技機取扱主任者の手びき」等を使用して行うものとする。
- 3 更新時講習の科目、時間及び担当は、次表のとおりとする。

科 目	時 間	担 当
オリエンテーション	9:50～10:00 (10分)	日遊協
遊技機取扱い業務の在り方等	10:00～10:40 (40分)	全商協 回胴遊商
休 憩	10:40～10:50 (10分)	
遊技産業の健全化等及び関係法令	10:50～11:50 (60分)	日遊協

昼	食	11:50～12:40 (50分)	
不正の実態及び不正行為の防止		12:40～13:40 (60分)	日遊協
休	憩	13:40～13:50 (10分)	
遊技機の点検及び保守管理Ⅰ		13:50～14:50 (60分)	日工組
休	憩	14:50～15:00 (10分)	
遊技機の点検及び保守管理Ⅱ		15:00～16:00 (60分)	日電協
休	憩	16:00～16:10 (10分)	

4 更新時講習は、「遊技機取扱主任者の手びき」等を使用して行うものとする。

(新規試験の方法)

第3条 新規試験の方法、時間及び担当は、次表のとおりとする。

方 法	時 間	担 当
試験方法等の説明	16:00～16:10 (10分)	日遊協
正誤択一式の試験	16:10～17:10 (60分)	日遊協

2 試験問題の出題数は50問とし、その採点は、1問2点とし、80点以上を合格とする。

3 試験問題の作成、採点及び合否の決定は、日遊協が行うものとする。この場合において、日遊協は、試験問題の作成について、必要により関係団体等の協力を求めるものとする。

(更新時試験の方法等)

第4条 更新時試験の方法、時間及び担当は、次表のとおりとする。

方 法	時 間	担 当
試験方法等の説明	16:10～16:20 (10分)	日遊協
正誤択一式の試験	16:20～17:00 (40分)	日遊協

2 試験問題の出題数は30問とし、その採点は1問1点とし、24点以上を合格とする。

3 試験問題の作成、採点及び合否の決定は、前条第3項の規定を準用する。

(講習及び試験の案内)

第5条 日遊協は、講習及び試験を実施するに当たっては、実施前に相当の期間を設けて関係団体等に案内書を送付し、受講又は受験をしようとする者に、その期日、場所等を周知するものとする。

(講習及び試験の申請)

第6条 講習又は試験を受けようとする者(規程第10条第1項又は第2項に基づき遊技機取扱主任者証(以下「取扱主任者証」という。))の有効期間の更新を受

けるため講習又試験を受けようとする者を除く。)は、インターネットを利用し、日遊協遊技機取扱主任者申込みウェブサイト (<https://exam.nichiyukyo.or.jp>、以下「日遊協ウェブサイト」という。)から日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の新規項目欄のとおりである。

(受講票及び受験票の送付)

第7条 日遊協は、前条の規定に基づき申請をした者が、規程第5条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、手数料を納付していることを確認したときは、当該申請をした者に対し、講習及び試験の案内書並びに別記様式第1号の新規更新時遊技機取扱主任者受講・受験票を送付するものとする。

(取扱主任者証の交付)

第8条 日遊協は、試験の合格点数を得た受験者に対し、速やかに、別記様式第2号の遊技機取扱主任者証を交付するものとする。

(受験の不正行為等)

第9条 日遊協は、試験中に受験者の不正行為を認めたとときは、当該受験者を会場から退場させるものとする。

2 日遊協は、受験者の不正行為等が事後に判明したときは、速やかに当該遊技機取扱主任者の認定を取り消し、当該者に対し、別記様式第3号の遊技機取扱主任者の認定の取消し通知書により通知するものとする。

(取扱主任者証の有効期間の更新の特例)

第10条 規程第10条第1項又は第2項の規定に基づき取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の更新・特例項目欄のとおりである。この場合において、受講票及び受験票の送付については第7条の規定を準用する。

(取扱主任者証の記載事項変更届)

第11条 取扱主任者証の記載事項の変更を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の変更・再交付項目欄のとおりである。この場合において、当該取扱主任者証を日遊協に送付しなければならない。

(取扱主任者証の再交付の申請)

第12条 取扱主任者証の再交付を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の変更・再交付項目欄のとおりである。

(遊技機取扱主任者の認定の取消し及び効力の停止等)

第13条 日遊協は、遊技機取扱主任者の認定の取消処分、又は効力の停止処分

を行ったときは、当該遊技機取扱主任者に対し、別記様式第 3 号の遊技機取扱主任者の認定の取消し通知書又は別記様式第 4 号の遊技機取扱主任者の認定の効力停止通知書により通知するとともに、関係団体に対し、別記様式第 5 号の遊技機取扱主任者の認定の取消し・効力停止通知書により通知するものとする。

(異議申立ての措置)

第 14 条 日遊協は、異議申立てにより遊技機取扱主任者の認定の取消処分を取り消し、又は効力の停止処分を取り消し、若しくは変更したときは、当該処分を受けた者に対し、別記様式第 6 号の異議申立てに対する通知書により通知するとともに、関係団体に対し、別記様式第 7 号の異議申立てに対する通知書により通知するものとする。

(手数料の納付手続)

第 15 条 講習、試験若しくは取扱主任者証の再交付の申請又は取扱主任者証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、日遊協が指定する金融機関に当該手数料を振込み、かつ、当該振込みに係る振込明細を日遊協ウェブサイトから日遊協に送信しなければならない。

附 則

この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

平成 25 年 10 月 1 日付けの遊技機取扱主任者に関する規程の改正附則第 2 項に基づき取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者に係る手続きについては、第 10 条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第1号 (第7条関係)

**新規
更新時** 遊技機取扱主任者受講・受験票

ふりがな	
氏名	
番号	

受講・ 受験	月日	
	開催地	

写真印刷欄

別記様式第2号（第8条関係）

表

第 号	
遊 技 機 取 扱 主 任 者 証	
下記の者は、遊技機取扱主任者に関する規程第2条第1項の規定に基づき認定された遊技機取扱主任者であることを証します。	
25 mm	法人等の名称 法人等の所在地 住 所 氏 名 (年 月 日生) 有 効 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
20mm	一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印
85.5mm	
54.0 mm	

裏

注 意
1 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
2 この証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、事由を付して、速やかに日遊協に再交付の申請を行ってください。 なお、当該証の再交付を受けた場合において、亡失した証を発見し、又は回復したときは、速やかに発見又は回復した証を日遊協に返納してください。
3 この証が失効したとき、遊技機取扱主任者の認定が取り消されたとき、又は効力が停止されたときは、速やかにこの証を日遊協に返納してください。
一般社団法人 日本遊技関連事業協会 〒104-0033 東京都中央区新川2-12-15 ヒューリック八丁堀ビル2階 電話 03-3553-4333
このカードを拾得された方は、上記にご連絡をお願いします。

別記様式第3号（第9条関係）

日遊協本部発第 号
年 月 日

殿

一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印

遊技機取扱主任者の認定の取消し通知書

遊技機取扱主任者に関する規程第15条第1項の規定により、年 月 日付で、貴殿の遊技機取扱主任者の認定を取り消しましたので通知します。

なお、遊技機取扱主任者証は返納してください。

取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号（第13条関係）

日遊協本部発第 号
年 月 日

殿

一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印

遊技機取扱主任者の認定の効力停止通知書

遊技機取扱主任者に関する規程第15条第1項の規定により、 年 月 日付で、貴殿の遊技機取扱主任者の認定の効力を停止しましたので通知します。

なお、遊技機取扱主任者証は返納してください。

記

効力の停止の内容

殿

一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印

遊技機取扱主任者の認定の取消し・効力停止通知書

遊技機取扱主任者に関する規程第15条第3項の規定により、下記、遊技機取扱主任者の認定
{を 取 り 消 し }
{の 効 力 を 停 止 し } ましたので通知します。

記

遊技機取扱主任者の氏名	
遊技機取扱主任者証番号	
法人等の名称	
通知の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号（第14条関係）

日遊協本部発第 号
年 月 日

殿

一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印

異議申立てに対する通知書

遊技機取扱主任者に関する規程第16条第1項の規定に基づく異議申立ての件について、 年 月
日付で、貴殿に対する処分を {取り消し} 変更し ましたので通知します。

記

内容・理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

殿

一般社団法人 日本遊技関連事業協会 印

異議申立てに対する通知書

遊技機取扱主任者に関する規程第16条第1項の規定に基づき、異議申立ての件について、下記のとおり、
貴殿に対する処分を {取り消し} 変更し ましたので通知します。

遊技機取扱主任者の氏名	
遊技機取扱主任者証番号	
法人等の名称	
通知の内容	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表

日遊協ウェブサイトの入力項目

入力項目	新規	更新・特例	変更・再交付
遊技機取扱主任者の有効期間(開始)	—	○	—
遊技機取扱主任者の有効期間(終了)	—	○	—
申請区分(特例、変更、再交付)	—	○	○
申請事由	—	—	○
主任者番号	—	○	○
姓	○	○	○
姓(かな)	○	○	○
名	○	○	○
名(かな)	○	○	○
性別	○	○	—
生年月日	○	○	—
年齢	○	○	—
郵便番号	○	○	○
住所1、2、3	○	○	○
TEL	○	○	○
メールアドレス	○	○	○
会社名	○	○	○
会社名(かな)	○	○	○
支社名	○	○	○
会社郵便番号	○	○	○
会社住所1、2、3	○	○	○
会社TEL	○	○	○
会社FAX	○	○	○
会社業種タイプ	○	○	○
送付先	○	○	○
加盟団体	○	○	○
申請者郵便番号	○	○	○
申請者住所1、2、3	○	○	○
申請者TEL	○	○	○
申請者FAX	○	○	○
申請者名(組織名)	○	○	○
申請者メールアドレス	○	○	○
申請担当者	○	○	○
表明確約(暴力団排除条項)	○	○	—
利用規約の同意	○	○	○
銀行振込明細の添付	○	○	○
証明写真の添付	○	○	○

等 遊技機取扱主任者試験等の申請に必要な項目(丸印を付したものは入力項目)